

施工段階におけるプレキャストコンクリート製品の導入に当たっての 留意事項（案）

1 対象工事

長野県農政部が発注するコンクリート構造物を含む工事

車両（特殊車両も含む）による運搬が可能な規格のコンクリート構造物については、原則、プレキャスト化することとする。但し、以下の工事を除く。

- ・別添 1 「設計段階におけるプレキャストコンクリート製品の導入に当たっての留意事項」による検討、事業実施地区の状況及び現場条件等を考慮し、プレキャストコンクリート製品の導入が不適当な場合。

（例）

- ・特殊形状への対応
- ・輸送路の制約 等

2 プレキャスト製品の運搬に当たっての留意事項

(1) 輸送の可否を判断する留意事項

- ・重量制限や道路線形の確認など事前の輸送ルート調査の徹底
- ・現場周辺の待機場所の有無などの情報の確認
- ・関係機関、地元関係者と安全条件、騒音・振動などの環境条件等の調整

(2) 輸送に当たっての留意事項

- ・道路法、道路交通法等、関係法令の遵守
- ・輸送物に関する情報の確認
- ・車上での輸送物の固定方法、養生方法の確認
- ・製作や現場工程を考慮した特殊車両の申請手続きの実施